

第2回 第9期多治見市財政問題市民懇話会会議録（要旨）

日時 令和4年3月11日（金）10時から11時40分まで
場所 多治見市役所 本庁舎4階会議室

- <出席委員> 森岡委員長、前川副委員長、伊藤委員、山下委員
<欠席委員> 神谷委員
<事務局> 桜井財政課長、小栗、山内、瀨瀬

1 財政課長あいさつ

2 議 題

- (1) 令和2年度決算からみた多治見市の財政状況について
- (2) 令和4年度当初予算の概要について
- (3) 中期財政計画（令和4～7年度）について
- (4) 公の施設等の使用料等の減免見直しについて
- (5) その他

【主な意見等】

(1) 令和2年度決算からみた多治見市の財政状況について

| | |
|-----|---|
| 委 員 | 大企業を誘致して法人市民税の歳入が増加すると、普通交付税が減額になる可能性があるということか。 |
| 事務局 | お見込みのとおり、普通交付税の交付額に影響する可能性がある。 |
| 委 員 | 新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策として、どのような事業を行ったのか。 |
| 事務局 | 代表的なところでは、飲食店支援策の「タジミールGO」や、陶磁器業支援策の「美濃焼GO」等の施策を実施した。 |
| 委 員 | 歳出の目的別分類における「民生費」と「総務費」の違いはどのようなか。 |
| 事務局 | 「民生費」は、高齢者福祉や児童福祉等の社会保障に係る経費のことを示し、「総務費」は、全般的な管理事務経費や企画調整事務経費等、他の目的に分類されない経費のことを示す。 |
| 委 員 | 令和2年度歳入において固定資産税が2.6億円増加したとあるが、要因は何か。 |
| 事務局 | 企業誘致による進出企業の完成に伴う償却資産等に係る増収が影響したものと考えられる。 |
| 委 員 | 歳入・歳出とも、全体的にバランスがとれているように感じた。 |

(2) 令和4年度当初予算の概要について

| | |
|-----|---|
| 委員 | 厳しい財政状況にありながら、必要な箇所に積極的な投資がされた予算編成となっている。特に、若松町交差点改良（ラウンドアバウト）事業については、事故の多い場所であるため市民にとって有益であると感じた。 |
| 委員 | 緊急経済対策事業は、市民にとって使いやすいものとしてほしい。 |
| 事務局 | 貴重なご意見として承る。 |
| 委員 | 笠原小・中一貫教育校化事業等、施設の統合事業が予定されているが、効果を高めることが目的とされており評価できる。 また、潮見公園進入路改良事業については、細かな市民のニーズが反映された予算編成となっている。 |
| 委員 | 笠原小・中一貫教育校化事業について、今後、児童・生徒数が減少するものと見込まれるが、過大な施設とはならないのか。 |
| 事務局 | 設計に当たっては、現在の児童・生徒数を基に、国の基準と照合して必要な室数・面積等を求める。今後の児童・生徒数の減少に関しては、少人数学級で使用する等の運営上の対応をしていく。 |

(3) 中期財政計画（令和4～7年度）について

| | |
|-----|--|
| 委員 | 財政判断指標における基準値とはどのようなものか。 |
| 事務局 | 市の財政状況の健全性を確保するために守るべきラインとして定めた数値である。 |
| 委員 | 財政判断指標における目標値は、状況に応じて見直すのか。 |
| 事務局 | 目標値は4年に1度見直すこととしており、次回は令和5年度に見直す予定としている。 |
| 委員 | 個人住民税の課税額はどのように決まるのか。 |
| 事務局 | 個人住民税の課税額は、前年の所得に応じたものとなっており、地方税法及び市税条例に定められた税率により算定されている。 |

(4) 公の施設等の使用料等の減免見直しについて

| | |
|-----|---|
| 委員 | 本見直しは、どのような会議体で決定したものか。 |
| 事務局 | 見直し作業は、財政課が事務局となり実施。作成した見直し案は、庁内の政策決定会議に諮り、決定した。 |
| 委員 | 減免の適用等の最終的な判断は、施設管理者によるところが大きいのか。 |
| 事務局 | 施設管理者は、使用申請の都度、その使用目的を確認する。この際、使用目的が公共・公益的でないと判断した場合は、減免団体であっても当該使用に関する減免が不適用となるケースがあり得る。 |

(5) その他

| | |
|-----|--|
| 委員 | 4年ごとに実施する補助金等の見直しを令和4年度実施予定とのことだが、補助制度の追加も4年に1回限りなのか。 |
| 事務局 | 補助制度の新設・追加は、状況に応じて行っている。 |
| 委員 | 旧愛児幼稚園及び旧保健センターの土地が未利用のままだが、貸し駐車場等の利用を検討してはどうか。 |
| 事務局 | ご意見として承り、所管課にお伝えさせていただく。 なお、旧愛児幼稚園の土地は民間所有で、旧保健センターの土地は市の所有である。また、当該土地の一部は、都市計画道路 音羽小田線の計画区域内にある。 |